

J-クレジット制度について

令和 4 年 4 月

経済産業省 環境経済室

J-クレジット制度について

①クレジットの創出

②クレジットの売買

J-クレジット制度について

①クレジットの創出

②クレジットの売買

J-クレジット制度の概要

- 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、クレジットの活用により国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



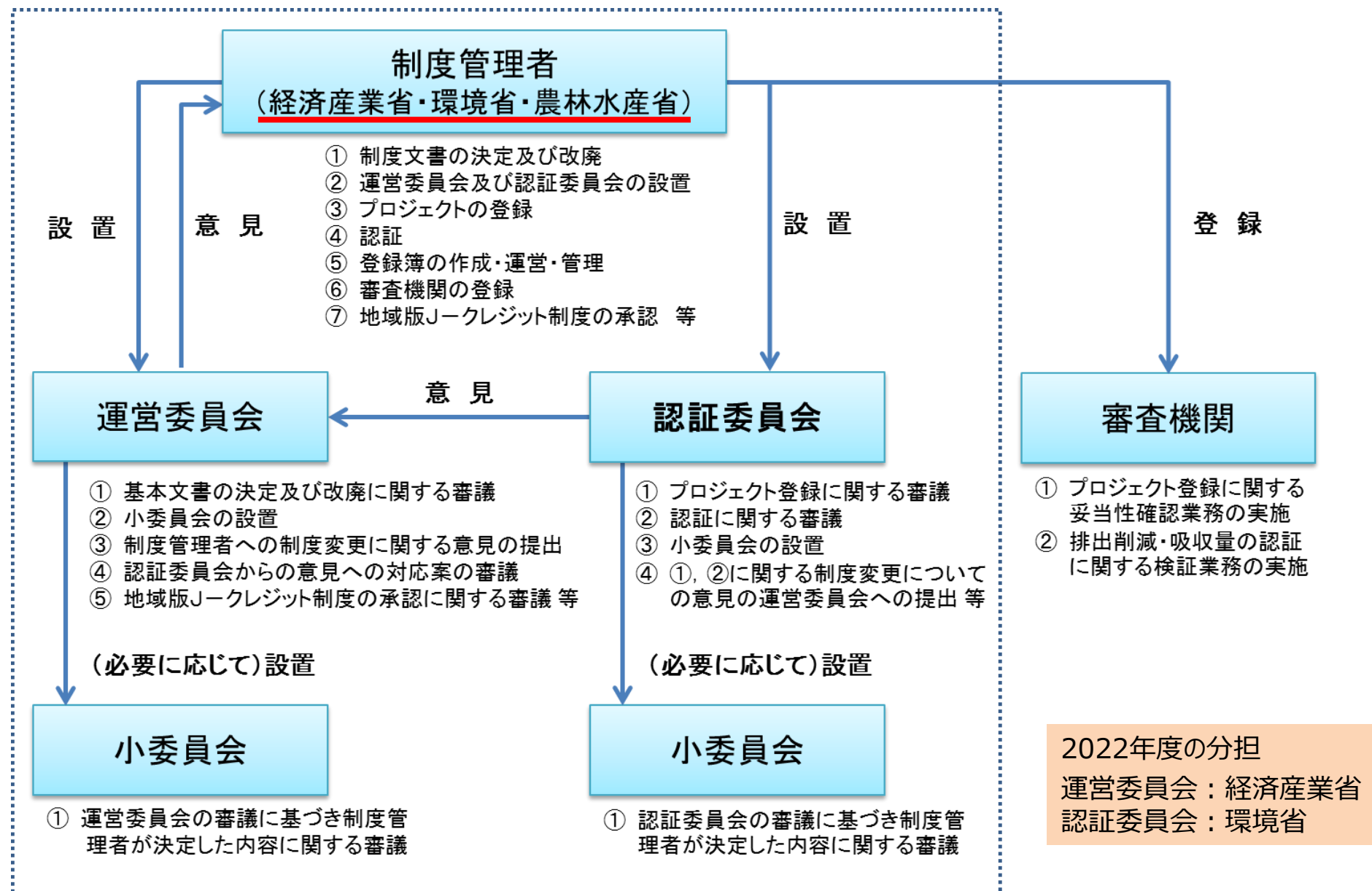
クレジット認証の考え方



ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

運営体制



地球温暖化対策計画でのJ-クレジット制度の位置づけ

- 地球温暖化対策計画（日本の約束草案実現に向けた削減計画、令和3年10月22日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置づけ。
- あわせて、カーボン・オフセットの推進を「脱炭素型ライフスタイルへの転換」として位置づけ

第3章 目標達成のための対策・施策

【出典】地球温暖化対策計画

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

（1）目標達成のための分野横断的な施策

（a）J-クレジット制度の活性化

J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度である。2030年度以降も活用可能な制度として継続性を確保するとともに、今後も、国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図る。

具体的には、カーボンニュートラルの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけやモニタリング簡素化等の見直しを進め、森林経営活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る。

また、個人や中小企業等の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に伴い生じる環境価値のクレジット化を進めるため、国等の補助事業の更なる活用や、省エネルギー機器等を導入する様々な中小企業や個人の温室効果ガス削減活動を省エネルギー機器メーカー・リース会社・商社等が主体となって一つのプロジェクトとして取りまとめることを促進する。さらに、水素・アンモニア・CCUS等新たな技術によるクレジット創出の検討等を通じ、質を確保しながら供給を拡大する。こうした供給面の拡大と併せて、企業、政府、地方公共団体でのオフセットでの活用による需要拡大を行う。具体的には、国際航空業界のオフセットスキーム（CORSIA）での

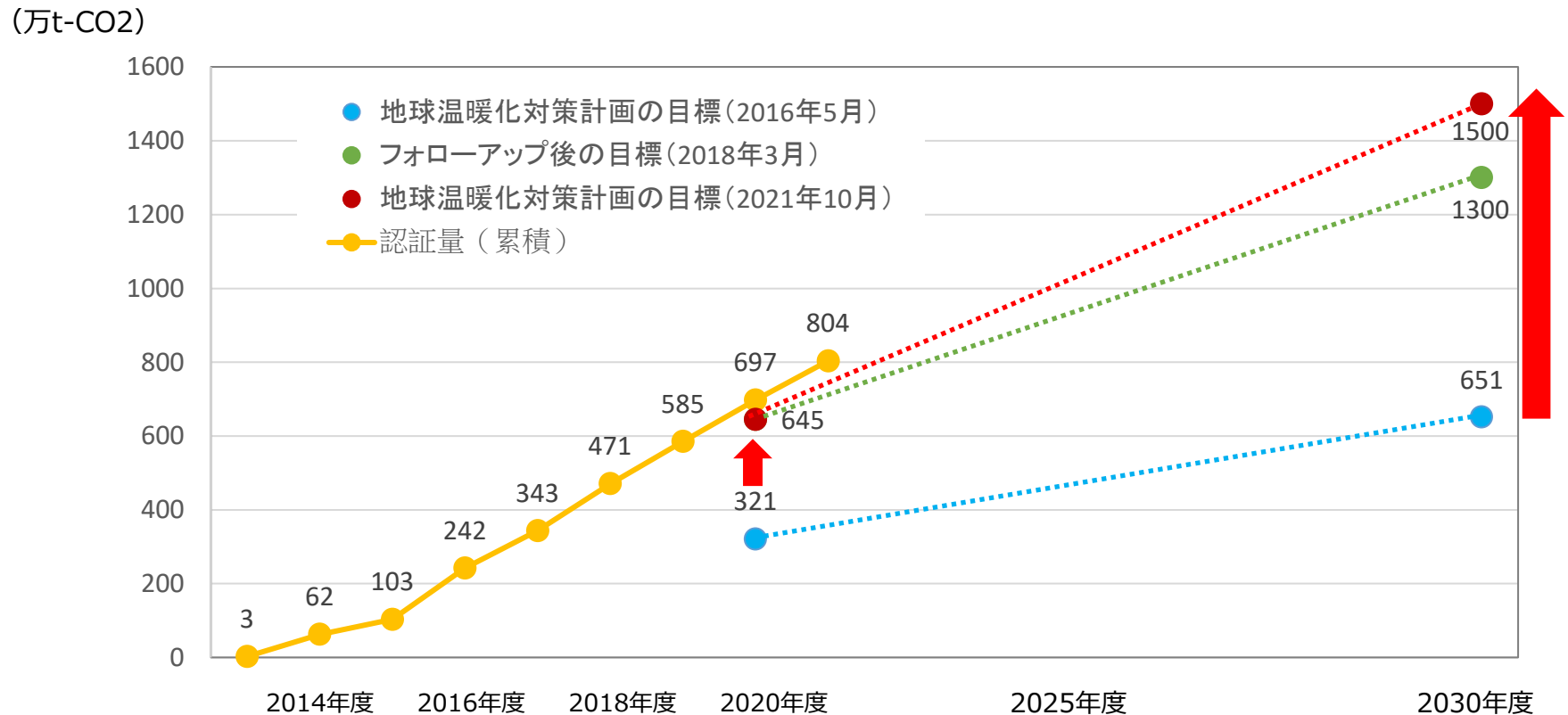
活用を検討するとともに、ゼロカーボンシティや「地域循環共生圏」の実現を目指す地方公共団体と連携し、需要を拡大する。あわせて、技術や事業環境の進展等を踏まえ、方法論の改訂や新規策定等、制度の信頼性を維持した範囲での認証対象の見直しを進めるとともに、利便性確保のためのデジタル化推進、非化石証書等の他の類似制度との連携、制度の周知活動強化等の制度環境整備の検討を進める。さらに、炭素削減価値に着目した市場ベースでの自主的な取引の活性化に向けた枠組みを検討する。

第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換（抜粋）

J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとともに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。

地球温暖化対策計画の達成状況

- 地球温暖化対策計画において、J-クレジットの認証量に関する目標を設定。同計画フォローアップ（2018年3月）において、目標を引き上げたが、2020年度の認証量は目標を上回った。
- そのため、2030年度の目標については更なる引き上げの検討を行い、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、1500万t-CO₂とした。



プロジェクトの形態

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減活動を随時追加することが可能である。

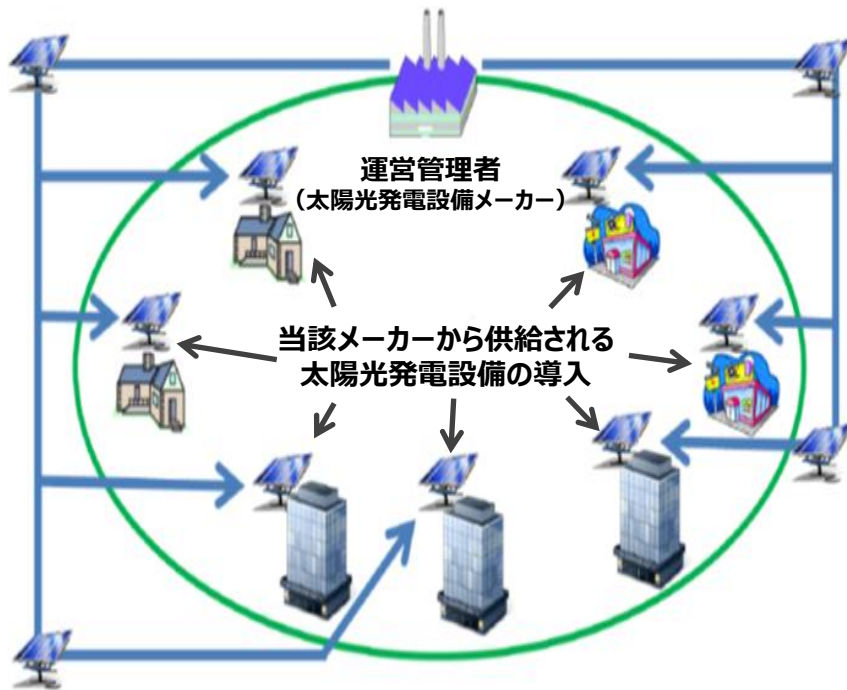
登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 （複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可）	・ 工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等
プログラム型	家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、複数の削減活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。 ① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。 ② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。 ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。	・ 燃料供給会社 ・ 商店街組合/農協 ・ 設備販売/施工会社 ・ 補助金交付主体（自治体等）

プログラム型プロジェクト

- プログラム型プロジェクトとは、個人や中小企業等の小規模な削減活動を取りまとめて一つのプロジェクトとして登録できるもの（随時削減活動の追加が可能）。
- プロジェクトの運営管理者が、一括してプロジェクトの登録申請、モニタリング報告、認証申請等を行うことができる。

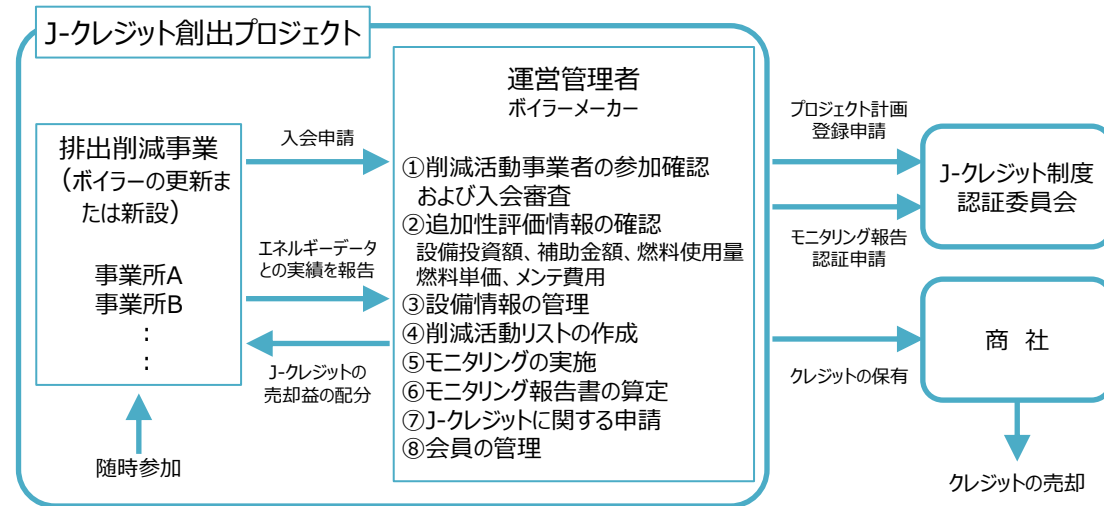
① 太陽光発電によるCO2排出削減事業

運営管理者：太陽光発電設備を供給する企業



② 高性能ボイラー導入によるCO2排出削減事業

運営管理者：ボイラーメーカー



削減方法	高性能ボイラーの導入により燃料使用量を削減し、さらに油焚きボイラーの燃料転換ができる場合には、ガス化により一層のCO ₂ 排出量削減を実施する。
クレジット収益の配分／活用計画	創出したクレジットは、プロバイダーを通して、新電力事業者や温対法対象企業等のCO ₂ 削減努力を推進する企業にまとめて売却し、創出者（プロジェクト会員）には、クレジット売却益の実績に基づき、ボイラー保守契約費用の圧縮等の手法を用いてコストメリットを（各会員の削減量の実績に応じて）還元する。

プロジェクト登録、クレジット認証の流れ

- 審査機関がプロジェクトの妥当性や認証量を確認し、有識者で構成される認証委員会で審議する。

プロジェクト登録

① J-クレジット制度への参加検討。プロジェクト計画書の作成

↓
設備情報や燃料使用量等のデータから、排出削減計画やプロジェクト登録要件等をプロジェクト計画書に記載。

② プロジェクト計画書の妥当性確認

↓
計画書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか等の妥当性を審査機関が確認

③ プロジェクト登録の申請

④ プロジェクト登録に関する審議（認証委員会）

プロジェクト登録

クレジット認証

① データのモニタリング、収集。モニタリング報告書の作成

↓
プロジェクト計画書に従い、必要データのモニタリング・収集を実施。排出削減量を算定し、報告書に記載。

② モニタリング報告書の検証

↓
報告書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか、認証量等を審査機関が確認

③ クレジット認証申請

④ クレジット認証に関する審議（認証委員会）

クレジット認証

プロジェクト登録における確認ポイント

- プロジェクト登録において、設備の稼働時期や投資回収年数等、いくつかの要件がある。

- 日本国内で実施されること。
- プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。
- クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）
- 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
- 追加性を有すること。
- 本制度で定められた方法論が適用できること。
- 審査機関による第三者認証を受けていること。
- 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（持続性担保措置）。
- クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。



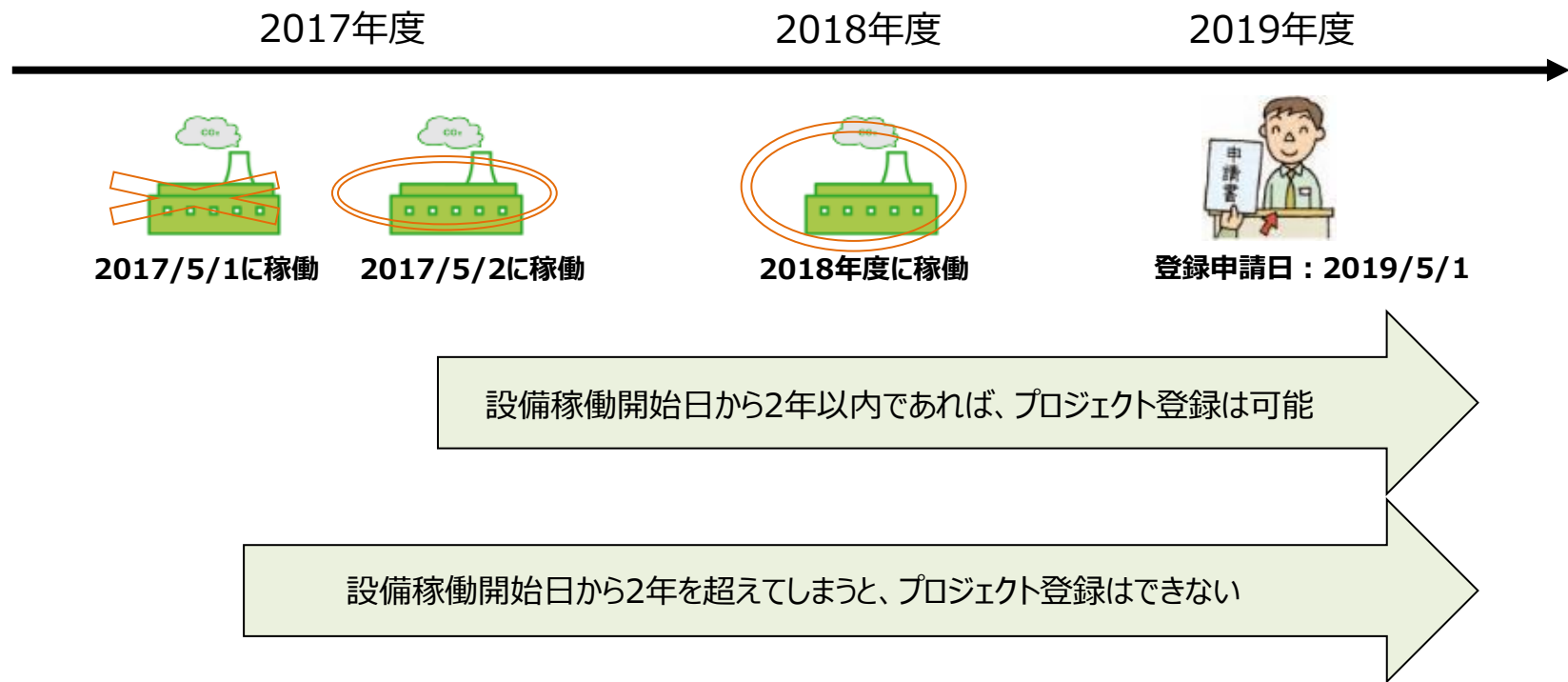
の部分は続くスライドにて補足

プロジェクト登録における確認ポイント（2年前ルール）

- 既に設備が稼働している場合について、プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象である。

- 仮に登録申請日が2019年5月1日の場合、2017年5月2日以降に稼働した設備が対象となる。
- 稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」等の証跡を持って確認する。

例：登録申請日が2019年5月1日の場合



プロジェクト登録における確認ポイント（追加性）

- 本制度がない場合に、経済的障壁等により排出削減活動が実施されない事業が対象。
（原則として、投資回収年数が3年以上又は、ランニングコストが上昇する事業が対象）

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

【ランニングコストについて】

- ・ プロジェクト実施前後で同等の活動量を想定する。
- ・ 燃料等の単価は、プロジェクト開始前の直近1年間の平均単価と、プロジェクト実施後直後の購入契約単価を用いる。
- ・ クレジット売却収益は計算に含めない。

例：ボイラーの更新



設備投資額等	金額(千円)
設備投資費用	10,000
補助金	5,000

ランニングコスト	金額(千円/年)
ベースライン 燃料費等	1,000
プロジェクト実施 後 燃料費等	300

投資回収年数 = 5,000 (千円) ÷ 700 (千円/年)
≒ 7年より追加性を有する。

プロジェクト登録における確認ポイント（方法論）

- 対象となるプロジェクトは、制度で承認された方法論に基づく必要がある。
- 各方法論には適用するための条件があり、全て満たす必要がある。

方法論の分類

●エネルギー分野（EN）

✓省エネルギー等分野（EN-S）

化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO2を削減する分野。

✓再生可能エネルギー分野（EN-R）

化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO2を削減する分野。

●工業プロセス分野（IN）

工業プロセスにおける化学的又は物理的变化により排出される温室効果ガスを削減する分野。

●農業分野（AG）

農業分野において排出される家畜由来又は農地由来の温室効果ガスを削減する分野。

●廃棄物分野（WA）

廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野。

●森林分野（FO）

森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野。

＜方法論の適用条件例＞

ボイラーの導入

条件1	ベースラインのボイラーよりも効率のよいボイラーを導入すること。
条件2	ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒油の熱の全部又は一部を 自家消費 すること。

太陽光発電設備の導入

条件1	太陽光発電設備を設置すること。
条件2	原則として、太陽光発電設備で発電した電力の全部又は一部を、 自家消費 すること。
条件3	太陽光発電設備で発電した電力が、系統電力等を代替するものであること。

方法論一覧

- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減・吸収量算定方法やモニタリング方法等を規定したもので、現在、61の方法論を承認（2022年4月時点）

（内訳：省エネルギー等39、再生可能エネルギー 9、工業プロセス 5、農業4、廃棄物 2、森林 2）

分類	方法論名称	分類	方法論名称	分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入	省エネルギー等	自家発電機の導入	再生可能エネルギー	水力発電設備の導入
	ヒートポンプの導入		屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減		バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替
	空調設備の導入		ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新		風力発電設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入		天然ガス自動車の導入		再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
	照明設備の導入		印刷機の更新	工業プロセス	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	コージェネレーションの導入		サーバー設備の更新		麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
	変圧器の更新		節水型水まわり住宅設備の導入		液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え		外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化		温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
	未利用廃熱の発電利用		エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用		機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減
	未利用廃熱の熱源利用		海上コンテナの陸上輸送の効率化	農業	豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	電気自動車		下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減		家畜排せつ物管理方法の変更
	又はプラグインハイブリッド自動車の導入		共同配送への変更		茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化		冷媒処理施設の導入		バイオ炭の農地施用
	ITを活用した検針活動の削減		省エネルギー住宅の新築	廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
	自動販売機の導入		又は省エネルギー住宅への改修		食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更
	冷凍・冷蔵設備の導入		ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設	森林	森林経営活動
	ロールアイロナーの更新		園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入		植林活動
	LNG燃料船・電動式船舶の導入	再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替		
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替		太陽光発電設備の導入		
	ポンプ・ファン類の更新		再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入		
	電動式建設機械・産業車両への更新		バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替		
	生産設備（工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備）の更新		バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替		
	ドライブを支援する				
	デジタルタコグラフ等装置の導入及び利用				
	テレビジョン受信機の更新				

新規方法論の策定

- 方法論とは、排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量を算定する方法（算定式）、各種パラメータ等をモニタリングする方法を定めたもの。
- プロジェクト実施者は、方法論に沿ってモニタリング・算定を行うことが求められる。

＜方法論が満たすべき要件＞

- ① 提案する方法論を用いるプロジェクトの登録申請が予定されていること。

また、プロジェクト実施者が特定の者に限定されないこと。

- ② 提案する方法論が対象とする排出削減技術が、技術的に確立されていない場合は、以下の i) および ii)の要件を満たすこと。

i) 温室効果ガス排出削減効果が明確に確認できること

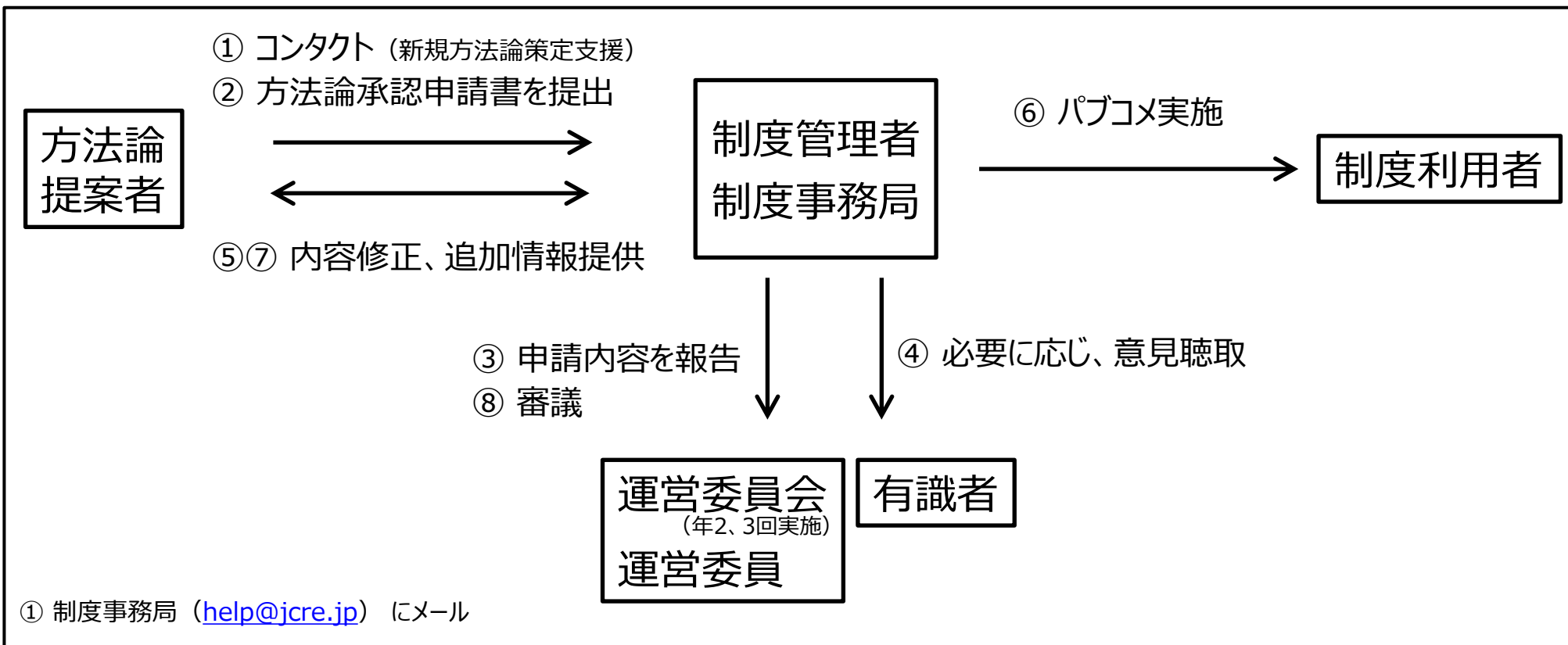
温室効果ガス排出削減効果が明確に確認できることを示す根拠として、予め第三者（審査機関、試験機関又は研究機関）による排出削減効果の確認を受けていることを原則とする。

ii) 温室効果ガス排出削減効果に資する理論的裏付けがあること

温室効果ガス排出削減効果に資する理論的な裏付けを示す根拠として、査読付き学術雑誌等で当該技術による排出削減効果が発表されていることを原則とする。

- ③ 日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量の削減（または吸収量の増大）に資する取組を対象とする方法論であること。

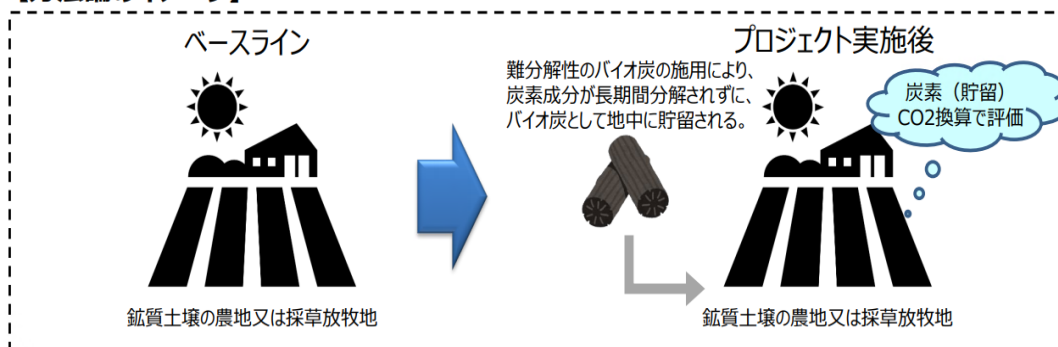
方法論の策定手続



<最近の新規方法論の策定例>

AG-004 バイオ炭の農地施用
（第21回運営委・2020年9月）

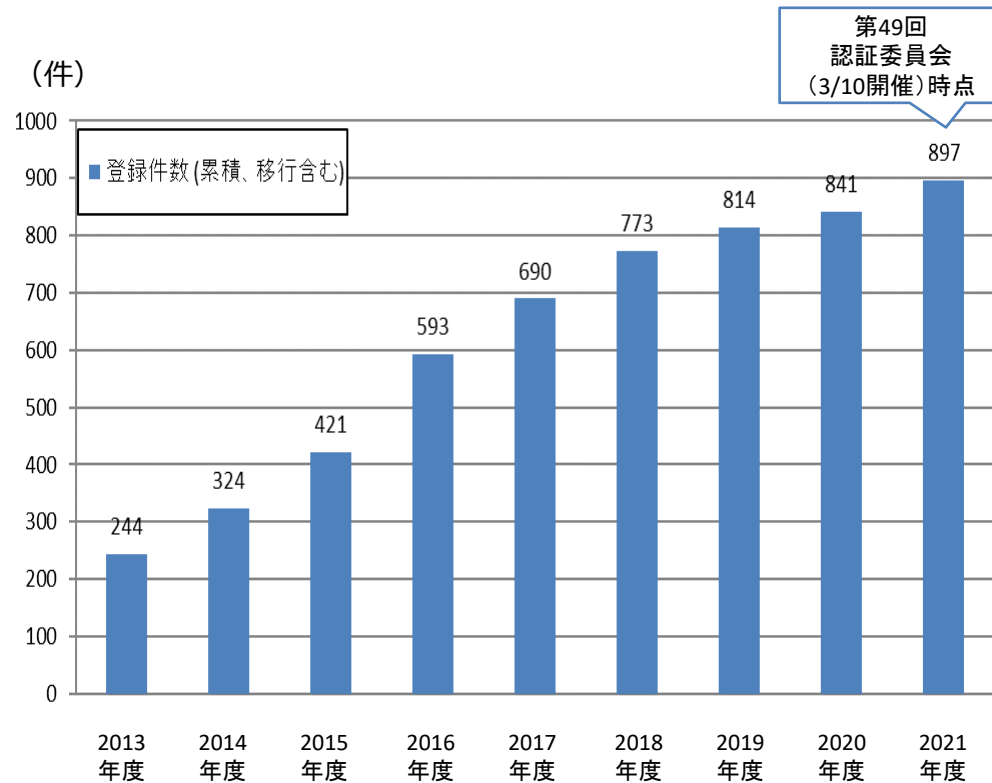
【方法論のイメージ】



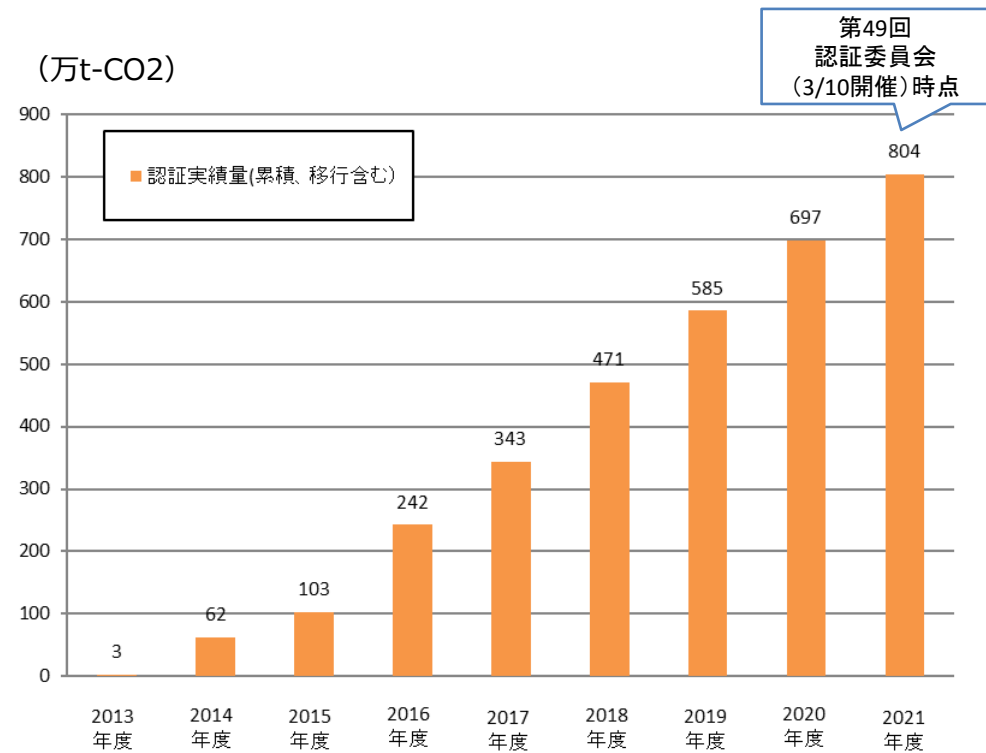
J-クレジット認証の状況（移行含む）

- J-クレジット制度プロジェクト登録件数（移行含む）： 897件
- J-クレジット制度クレジット認証量（移行含む）： 804万t-CO₂

＜プロジェクト登録件数の推移＞



＜クレジット認証量の推移＞



移行＝国内クレジット制度及びJ-VER制度からの移行PJを含む

J-クレジット制度について

①クレジットの創出

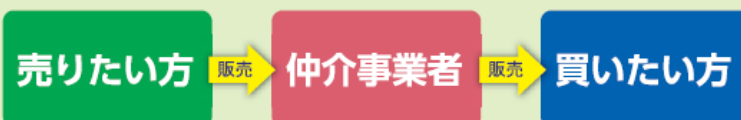
②クレジットの売買

クレジットの売買について

- クレジットは、「①相対取引」と「②入札販売」の2つの方法がある
 - ・ 相対取引：制度HPに売り出しクレジットを掲載 または 仲介事業者を利用
↓（掲載後6カ月以上経過しても取引が成立しない場合）
 - ・ 入札販売：政府保有クレジットと合わせて、入札を実施

① 相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合



- ・ 仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

* J-クレジット・プロバイダー等

■ J-クレジット制度HPを利用する場合



- ・ 売りたい方と買いたい方との相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

② 入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・ 販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。



クレジットの**落札価格**は、「J-クレジット制度HP」に掲載の入札販売のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/tender/>

(参考) 売り出しクレジット一覧

- J-クレジットHPに、売り手が希望したクレジット情報を掲載している。
(URL : <https://japancredit.go.jp/sale/>)
- 実施場所・地域・プロジェクト種別・クレジット量等に基づく検索、クレジット量に基づくソートが可能

売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各種ご相談（売買希望、売買希望プロジェクト、地域等）がございましたら、「売買のご相談」ボタンよりお気軽に事務局までご相談ください。

売買のご相談

認証済みのクレジット

認証予定のクレジット

実施地域	都道府県から選択 選択してください 全国・広域から選択 選択してください
実施場所	選択してください
クレジット種別	☐ J-クレジット ☒ 国内クレジット ☐ M-J-VER
プロジェクト種別	選択してください
クレジット保有者名	クレジット保有者名
排出削減・吸収量計画国 (t-CO2/年)	例)1000 t CO2~ 例)1000 t CO2
フリーワード検索	フリーワード ※プロジェクト実施者、実施地域、実施場所、プロジェクト種別、クレジット保有者、譲渡者に関する各種情報を検索します。

上記条件で検索する

リセット

検索結果

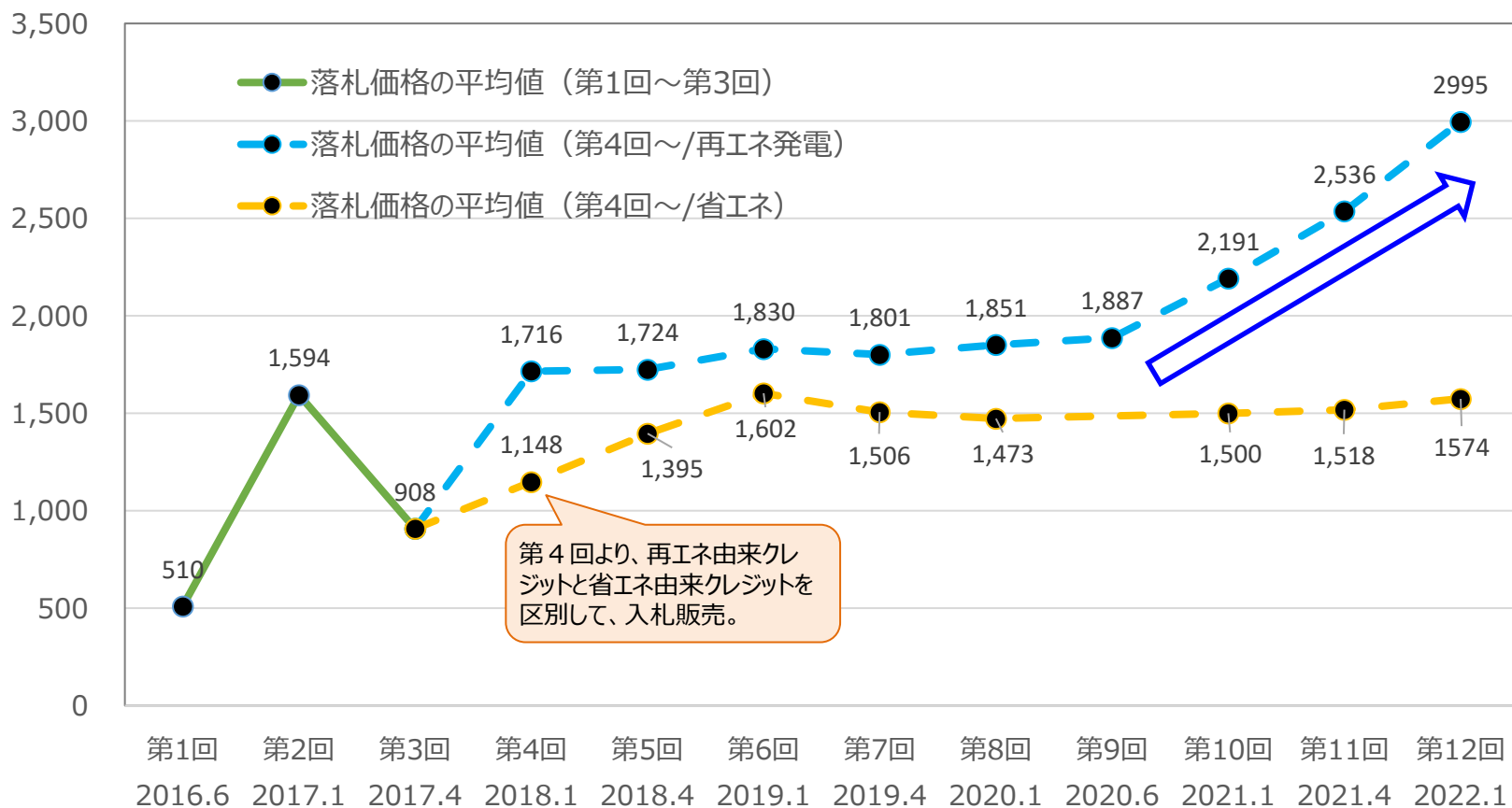
種別名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者・法人番号	実施地域	実施種別	プロジェクト種別	削減率 (MWt)	削減率 (tCO2)	削減率 (M)	削減率 (tCO2)	削減率 (tCO2)	削減率 (tCO2)	クレジット保有者
J-クレジット	26	東亜建設 8000010016826	北海道	森林	森林に由来する削減	-	-	-	不可	1	284	本橋建設 0153-73-3111 お問い合わせ
J-クレジット	27	東亜建設株式会社 7270516000253	北海道	森林	森林に由来する削減	-	-	-	不可	1	4	東亜建設株式会社 0206-48-3119 お問い合わせ
J-クレジット	27	リベリス株式会社 3020001222248	北海道	森林	森林に由来する削減	-	-	-	不可	10	608	リベリス株式会社 02-2242-1849 お問い合わせ
J-クレジット	28	水田町 3000010004323	長野県	森林	森林に由来する削減	-	-	-	不可	1	209	水田町 026-22-4381 お問い合わせ
J-クレジット	28	森田町 3000010020806	長野県	森林	森林に由来する削減	-	-	-	不可	1	113	森田町 026-22-4381 お問い合わせ

入札販売の動向

- 平均落札価格は上昇しており、クレジットの需要が高まっていることが分かる。

(円 / t-CO₂)

平均落札価格の推移



※入札の詳細について、制度事務局HPをご覧ください。

ご清聴ありがとうございました



J-クレジット制度事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット担当

TEL: 03-5281-7588

E-mail: help@jcre.jp

J-クレジット制度ホームページ

<https://japancredit.go.jp/>

J-クレ

検索

